入院したときは食事代などの負担があります。

入院時の食事代（1食当たり）

入院したときは食費の標準負担額を自己負担します。

（令和７年４月以降）

①	一般・現役並み所得者		510円
②	③④のいずれにも該当しない指定難病患者		300円
③	低所得者 区分Ⅱ	90日以内の入院 （過去12か月の入院日数）	240円
		90日を超える入院 （過去12か月の入院日数）	190円※1
④	低所得者区分Ⅰ		110円

※１申請月以前の12か月間で入院日数が90日（低所得者区分Ⅱの負担区分認定を受けていた期間に限ります。）を超える場合の標準負担額は、事前に届出をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。お住まいの市町村担当窓口に入院日数のわかる病院の領収書などを添えて届出してください。なお、長期入院該当日は届出日の翌月１日となります。

●区分Ⅰ・Ⅱの方は、入院するときに病院等の窓口に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要があります。認定証が必要な方は、お住まいの市町村担当窓口に申請して交付を受けてください。

※区分Ⅱの方で「90日を超える入院」の標準負担額は、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

※病院等の窓口で認定証の提示をしないと、標準負担額は減額されません。また、申請月よりも前にさかのぼっての適用はできません。

一　般	現役並み所得者、区分Ⅰ・Ⅱに該当しない被保険者
区分Ⅱ	同一世帯内の世帯員全員が住民税非課税である被保険者
区分Ⅰ	同一世帯内の世帯員全員が住民税非課税であり、世帯員全員の所得が一定基準以下の被保険者